

(共同研究)

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

遠桂小木
藤華島場
淳明
一祥勝志

序

- 一、真宗大谷派アジア布教の概観
- 二、近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業
- 三、東本願寺の中国華北地方における開教活動
——一九三九年の状況——
- 四、一八九九年、西本願寺大谷光瑞〈清国巡遊〉をめぐって

(付) 真宗大谷派アジア布教主要事項年表

序

本報告は、近代以降にアジア諸地域に向けて行われた、日本宗教各宗各派、各教団による布教あるいは伝道活動のうち、仏教の、と

くに真宗大谷派の担つた部分を中心に、その展開過程を示そうとするものである。

まず最初に、木場¹⁾が真宗大谷派の一八六八年（明治維新）から一九四五年（敗戦）に至る、対アジア布教の概観について記する。近代日本のたどった歴史的歩みとの不可分な関係を看取していただければ幸いである。いわゆる教線拡張に眼を見張るのではなく、むしろ後章に詳述されていくような諸問題を孕むことを予想してもらえたならばと思う。なお、この概観に対応するアジア布教略年表を末尾に付しているので、あわせて参照願いたい。

そして、諸問題に事例的に踏み込んでいるのが第二・第三の章であり、第二の章では小島により、大谷派開教使が行つた教育事業の展開が述べられ、その性格の分析もなされていく。第三の章は桂華により、一九三九（昭和十四）年当時の中国華北地方における各布教所の活動と、その抱えている問題点が、開教使である当事者から

— 真宗大谷派アジア布教の概観

対アジア布教の展開過程について、真宗大谷派の例をアジア全域的に概説しよう。

未布教地への布教を「開教」というが、近代を迎えて以後の大谷派開教は、国内的には一八七〇（明治三）年の政府による北海道開拓事業に参画しての北辺開教、一八七六（明治九）年の琉球開教・

報告をもとに極めて具体的に語られる。そして、北支開教監督部の歴史的位置が明確に示されていく。つぎの第四の章では、ひるがえつて淨土真宗本願寺派の事例を當時法嗣であった大谷光端による一八九九（明治三二）年の清国巡遊を通して考察している。中国布教で大谷派に決定的に遅れをとつている状況下の行動であって、法嗣の地位の人物の行動であつたに拘らず、何らの成果を挙げていらない特色をみていく。

上記のように、概観とそれに続く三つの章にわたる論考、および主要事項年表から成り立つ報告であるが、資料が年代的・地域的・事項的に偏つて残存している実情であり、網羅的に真宗の対アジア布教の展開過程を示すことがいまだなし得ない状況に対し、憾みを痛感するばかりである。

（木場明志）

鹿児島開教と続き、一八七八（明治一〇）年の隱岐開教をもつて終結する。そして国外的には、アジアを対象とする対外開教が一八七三（明治六）年の小栗栖香頂単独渡航による中国開教から始まる。その時の行動は宗教事情視察程度でおわるが、一八七六（明治九）年の再渡航では準備を整えての中国大陸上陸であり、上陸翌月には

上海に東本願寺別院を開設する。まもなく別院内に中国語と仏教に関する教育施設を開設し、続いては女子受業所・医院も開いていく。

また、一九七七（明治一〇）年には朝鮮布教が始まり、釜山に布教所が開設されて小学校教育や貧民救済のための教社が設立される。さらに語学校が置かれ、ここでは朝鮮人への日本語教授もなされていくようになる。このように、布教所という拠点をまず設けて、そこで現地語を教えて日本人布教者の養成を図り、一方で現地日本人居留民のための教育施設・慈善施設などを併設して現地社会への定着を進め、更にはそれらをその国人々に開放して教化への導入路としていつている。これは先行的実績をもつキリスト教宣教師たちの行う方法の模倣であり、政治的外交的背景の支援なしには極めて困難な、開教への道のりであつた。日本は当時、中国とは対等の立場の日清修好条規を、朝鮮とは絶対優位の日朝修好条規を結んでいたことから、朝鮮開教の方が比較の上ではやや進めやすい状況ではあつた。とはいっても、朝鮮における儒教中心の衛正斥邪の政治方針は強固であり、容易には仏教は受け容れられるものではなかつた。中国・朝鮮ともどもに、在留日本人への教化に中心が移されていくことは当然の成りゆきではあつた。

一八九四～九五（明治二七～二八）年の日清戦争における日本の勝利は、その意味で影響が大きく、台湾および澎湖諸島の日本割譲

が決まると言もなくそこへの布教主任発令がなされた。そして連枝二名を中国へ派遣して、一気に中支にとどまらない北支・南支・台灣での教線拡張が画されたのであつた。それは一八九九（明治三二）年の上海別院内への清国開教本部設置、翌年の台北布教所への台灣及清国両広布教監督部設置となつて表われ、この時点までは大谷派は本願寺派（西本願寺派）をはじめとする日本仏教全宗派に完全に優越して、布教・教育活動が展開されていた。

しかし外国であつて民族と文化が異なる以上、摩擦は避け難く、一九〇〇（明治三三）年の北清事変は抗日意識をあおり、中国本土での布教はほとんど撤退に近い状況に追い込まれてしまう。そうした中で、一九〇二（明治三五）年の日英同盟調印は日本による朝鮮・満州・シベリアの北方域への転進を可能にさせ、一九〇四～〇五（明治三七～三八）年の日露戦争勝利をもたらした。この戦争の遂行中、早くも満州へ通ずる要地の安東に大谷派の布教所が開かれ、戦後には樺太にも布教所が開設されていった。同時にこの戦争によつて日本本の保護統治が決定化した朝鮮が、朝鮮・満州布教を睨む意味で布教拠点化され、一九〇八（明治四一）年に京城別院内に満韓布教監督部が設置された。

先に自身で北海道開教に従事した経験をもつ法主大谷光演は、一九一〇（明治四三）年に北海道巡教に従事して樺太の大谷派四布教所

へも巡教し、これを機にシベリアニコライスク布教所が開設され、また樺太および沿海州については布教事務を大谷派北海道事務出張所に所管されることも定められた。同年、日韓併合条約調印に伴つて大韓帝国の称が消滅したのにあわせて、満韓布教監督部は朝鮮布教監督部と改称され、これまで同様朝鮮・満州を管轄下においた。

一九一四～一八（大正三～七）年に参戦した第一次世界大戦では、日本は中国山東省における利権をドイツと争うことになったが、戦時中の一九一七（大正六）年に満州大連別院内に満州布教監督部が新設され、滿州および山東省の管轄を朝鮮域から独立させると共に、法主大谷光演が朝鮮・南満州へ巡教して、軍隊慰問と布教所巡回を行つた。この大戦の結果は、日本にまた旧ドイツ領南洋群島への委任統治権をもたらし、南方への関心の高まりに応じて一九二三（大正一二）年にはサイパン布教所の開設をみ、フィリピン諸島への布教所開設をもうながした。それと同時期の一九一九（大正八）年には朝鮮に三・一独立運動が起つて、一九二一（大正一〇）年には朝鮮総督府の依頼で、人心安定のために間島布教所を開設した。こうした宣撫工作のための、軍と協力しての布教活動も一つの顕著な特徴を示しており、のちの一九二八（昭和三）年の山東省での済南事件においても、一九三二（昭和七）年の上海事変においても、軍隊慰問と住民宣撫の特使派遣や、その地域の布教使の動員がなされる

ことは常であった。いわゆる文化工作のために奉仕したのである。

一九二五（大正一四）年、開教監督部通則を発布して、朝鮮・満蒙・北支・長江・南方などの開教監督部を設置すると改め、南洋とフィリピンについては本山開教本部の直属と定めた。一九二七（昭和二）年の日本軍山東出兵、翌年の濟南事件を経て、青島布教所は別院に格上げされると共に、一九三〇（昭和五）年には布教条例が発布されてここに北支開教監督部が移されている。

そして一九三一（昭和六）年の満州事変後、翌年に満州国かいらい国家建国宣言がなされると、満州開教監督部が新都新京（長春）に移る。また国策満州移民の開始に対応して満州拓事講習所を開設し、開拓と開教にあたる人材を自家養成することを図つた。また、一九三四（昭和九）年からは、朝鮮京城別院内に朝鮮人僧侶養成所を開いて、内鮮一体を朝鮮側から支える要員を養成しようとしている。一九三四～三六（昭和九～一）年ころは、南方・南洋にパレヤ、ロタ、ボナペ、ダリヤオンといつた布教所開設が盛んであった。一九三七（昭和一二）年の日中戦争開始は布教使の文化工作への動員を激しくさせ、一九三八（昭和十三）年および一九四三（昭和一八）年の二度にわたる、法主大谷光暢夫妻の満州、北支、中支への巡教が行われたほか、一九三九（昭和一四）年の中国北京別院における北支開教監督部管下主任会議開催にみられるような、布教組

織および活動の強化と軍部要請の下達が各地で重ねられたのであつた。ことに、一九三七（昭和十二）年には内外務省令第一四号で、

「日本在中華民国寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則」が定められ、翌年には文部省による「支那布教に関する基本方針」の通達があり、

一九四一（昭和十六）年には興亜院および文部省からの「対支進出宗教団体指導要領」が通達され、布教活動は完全に国家の管理下に置かれてしまつた状況であつた。こうしたなかで、東南アジア宗教事情視察を一九四二（昭和十七）年に大谷派が行つてすることは、

日本軍の南進成功のあとに布教所を開設するための準備であつたことは疑いない。戦況悪化でなし得なかつたものの、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアの地域での布教所開設は、すでに日本人による小学校設置がなされている場所もあるところか

らすれば、当時においては時間の問題であつたのではなかろうか。

なお、一九四四（昭和十九）年ころからは開教使の現地応召が相いつき、それは一九四五（昭和二十）年の八月まで続き、ことに南方赴任中に応召された開教使に戦死の目立つのは、激戦あるいは玉碎による悲劇を語つていよう。

敗戦とその後の引揚げによりアジア布教はピリオドを打つたが、それぞれの地域に播いたであろう仏教（真宗）の種は、その全てが消え去つたとはできまいし、また別院・布教所が預つた遺骨の行方などにはまだまだ不明のことが多くて、アジア諸国の人々との間に清算されていない問題を残している。

（木場明志）

二 近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業

一 「宗門開教年表」よりみた教育事業の種類

近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業の展開について、論述することが本稿の課題である。開教使の布教活動の一領域である「教育事業」に関して、浄土真宗大谷派の場合の研究に、木場明志の「東本願寺中國布教における教育事業」⁽¹⁾がある。木場自

身、近代の海外開教について、大谷派の文書にもみられるように「海外開教事業」と「事業」と見なす傾向があるが、この論考では、(1)

布教着手から明治十年代に続く、自派僧に中國語を習得させ直接布教にあたらせるための養成所としての教校の設置、(2)明治二十年代からの日本人居留民向けの小学校経営、(3)日清戦争の勝利を背景と

する、明治三十年代の中国人青年を対象とした教育機関の設置、(4)

大正期の対華二十一カ条要求以降の状勢による中国人青年を対象とした日本語学校の経営、(5)昭和期の大量の日本人居留民・移民対象の幼稚園や女学校の経営が具体的に取り上げられている。教育事業の全体的傾向が叙述されているのである。

一般に「教育」は、目的や計画をもつて行なわれる意図的教育と知らず知らず行なわれる無意図的教育に大別され、前者はその組織性を基準として、弱いものから強いものへと、家庭での「しつけ」、

社会教育講座、職場での研修、保育所、幼稚園、学校などと区分される。そして無意図的教育は、偶発的学习などが含まれ、特別の意図や組織がなくても生活の中で無意識的に行なわれている教育作用を指している。したがって、近代の真宗開教使の教育営為も、基本的にはこれら全ての教育領域において可能であったと考えられる。

しかし、そうであつたとしても、地域的に差異があり、時代的な制約もある。一体、どのような種類の教育事業が展開されたのか。本稿では、第二次世界大戦前のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業の事績を追いながら、その種類を網羅的に拾い挙げ、各々の性格を考察してみたいと思う。

そのために、真宗大谷派宗務所組織部が昭和四四年十月に編集した『宗門開教年表』の中から、教育事業に相当するものを選び出し

て時代順にまず一覧してみよう。

明治九年（一八七六）七月十六日 上海領事館の一室に教場を仮設し、孫謫人を雇い、岸辺賢証、日野順証に日課表を与えて支那語を習得さす。これを江蘇教校の起源とする。

同 年 十月十八日 上海別院内に設置の教校を江蘇教校と称す。

同 年 十一月四日 上海別院内に女校受業所（在留日本婦女対象）を開き、小栗栖香頂夫人教師となる。

明治十年（一八七七）九月一日 上海別院内に小学校教育機関として育嬰堂を開設式を行なう。上海在留邦人小学校の嚆矢。

同 年 十一月一日 北京法源寺に直隸教校を開設。
同 年 十一月十四日 釜山布教所内に在留邦人のために小学教育を開始。

明治十一年（一八七八）一月 釜山布教所に韓語学舎を設置。

明治十二年（一八七九）一月七日 釜山別院内の韓語学舎において、現地人に日本語教授を開始。

明治十六年（一八八三） 釜山別院内に女学科、英語科、鮮語科を内容とする補修学校を創設。

明治二二年（一八八八）一月一〇日 上海別院内に小学校を付設し、

私立開導学校と称する。

明治三三年（一八八〇）七月 京城に布教所を開設、釜山別院京城
支院と称し小学校（共立学舎）を併設。

明治二八年（一八九五）八月二七日 京城に現地人教育の機関とし
て漢城学院を開設。

同 年 十月 菅原碩城・釜山輪番、日語学校草梁学院
院を創設。

明治三〇年（一八九七）二月 釜山別院内に幼稚園を開設。

明治三一年（一八九八）五月十一日 奥村五百子、光州において実
業学校創設に着手。

同 年 十月十四日 蒲池徳海、木浦在勤となり、同
地開教のため創設の小学校長兼教員となる。

同 年 十一月十六日 木浦に小学校を開設。

明治三二年（一八九九）年一月 南京に金陵東文学堂を開設。

同 年 同月 杭州に日文学堂を開設。

同 年 五月二〇日 蘇州に日文学堂を開設。

明治三三年（一九〇〇）四月二〇日 山本一成、杭州武備学堂教授
となる。

明治三四年（一九〇一）六月十日 台湾・台中の彰化学堂を泉州に
移す。

真宗総合研究所紀要 第九号

同 年 八月 朝鮮・鎮南浦布教所に小学校を開設。

明治三六年（一九〇三）十月 井上香憲・釜山輪番、草梁学院を閉
鎖し、新たに統營学院を設立。

明治三九年（一九〇六）七月二八日 但馬行致、韓国留学を命じら
れ鳳岩枝陽学校日語教師となる。

同 年 八月十三日 伊藤賢道（杭州日文学堂長兼浙
江布教監理）、中国僧学堂開設に尽力中のところ、出先日本領事

より退去命令を受け止むなく台湾に引き揚げる。ために多年にわ
たる杭州開教が頓挫。

明治四二年（一九〇九）五月 元山別院に興仁日本語学校を創立。

明治四三年（一九一〇）十一月 京城別院内に同仁学校を設立。

明治四四年（一九一二）三月 朝鮮に、大谷達成女子学校を設立。

大正七年（一九一八）八月一日 上海別院内に日語学校を開設。

大正十三年（一九二四）年四月 向上会館内に女子技艺学校を設立。

同 年 七月 鳥致院布教所に幼稚園を併設。

大正十五年（一九二六）二月 大連に育嬰、託児、養老施設として、
大慈園を開設。

同 年 四月 清州誓願寺に幼稚園を併設。

昭和三年（一九二八）二月 上海別院内に同朋幼稚園及び同朋女學
院を開設。

同年 五月 宮崎融、西大門刑務教誨実習となる。

昭和四年（一九二九）四月十五日 釜山別院内に同朋女子学院を開設。

昭和五年（一九三〇）四月二十四日 朝鮮における別院布教所の日曜

学校の連絡統一を計るため朝鮮大谷派兒童協會を結成し、本部を監督部内に置く。

昭和七年（一九三二）四月 朝鮮、京城古市町に若葉幼稚園を開設。

昭和八年（一九三三）五月一日 满州、局子街布教所内に語学校開校。

昭和九年（一九三四）十一月一日 满州、牡丹江布教所内に幼稚園を設立。

昭和十年（一九三五）五月 满州、団們布教所に幼稚園を開設。

同年 十二月三一日 满州、龍井布教所に幼稚園を開設。

昭和十三年（一九三八）五月 フィリピンのダバオにあるミンタル

布教所に在留邦人二世子女教育のためミンタル女学院を開設。

同年 八月二十五日 加藤豊正、瀋陽布教所を開設、貧民小学校を併設。

同年 九月十五日 出雲路善導、北京覺生女子中学校開校式挙行。名誉校長・大谷智子。校長・陳鮑惠。

同年 十月七日 森竜道・釜山輪番、釜山大谷女

子専修学校長となる。

昭和十四年（一九三九）一月三一日 禧美将一、石家庄の彰徳布教所開設係となる。幼稚園日語学校を開設。

同年 四月一三日 北京覺生女子中学校教職員生徒ら五六名本山に参詣、校長・陳鮑惠と智子裏方を中心に日華婦人交驩大会を開催。

同年 四月 川那辺智賢、訓霸也男、松枝英俊、一色順覚、哈尔滨開拓指導者訓練所に入所。

昭和十五年（一九四〇）四月一日 通化布教所幼稚園を開設。

同年 四月 サイパン布非所内に幼稚園が設立され、山本美津子「横浜別院保母養成所」が派遣される。

同年 五月 南京市大平路沙塘湾九号光明庵内に金陵女子技芸学院開設。院長に旧金陵東文学堂出身の孫叔榮を推す。

同年 同月 天津別院内に興亜家庭塾開校。

同年 八月 南方進出に備え天滿別院にマレイ語講座開設。

同年 十二月一日 在洛満華人留学生により組織の留日興亜教友会を本山にて開催。

昭和十六年（一九四一）一月 漢口布教所に現地人を対象とする高

等青年学堂を付設。

同 年 五月二四日 ダバオのミンタル女学院生徒、院長旭賢雄の引率にて本山に参詣。

同 年 九月 北京覺生女学校卒業生二名、名古屋櫻花女学校に留学。

昭和十七年（一九四二）八月 邯鄲布教所に保育園、語学塾を併設。

同 年 八月 富錦布教所に幼稚園開設。

昭和十八年（一九四三）一月 広東布教所に幼稚園開設。

教育事業の全体像がほぼ把握できる。

①「江蘇教校」のように、自派開教使に現地語を習得させる教育事業。北京法源寺に「直隸教校」もできている。開教の着手を図る事業である。

②詳細は不明であるが、「中国僧学堂」開設という現地人の僧侶養成機関の設置と思われる事業も存在した。これ自体、開教の証であると同時に、開教に現地人を活用する企図がある。

③「育嬰堂」のような邦人子弟のための初等教育機関の経営。

上海の「開導学堂」や釜山、京城など各地の日本人社会の要請に応えて小学教育が行なわれている。日本人社会の「安定的成育」と關係が深い。

④釜山別院での「補習学校」のように、小学教育の上の中等教育程度の要求に応じた事業。初等教育から中等教育への要請と邦人の教育要求は高まる。

⑤在留日本人の女性を対象とした「女校受業所」のような女学校、すなわち女性のための中等教育機関の設置・運営。釜山の同朋女学院、ダバオの「ミンタル女学院」もある。

⑥釜山別院での幼稚園の開設のように、邦人の幼児教育を担当した事業。鳥致院布教所、清州誓願寺、上海別院など多くの地域に幼稚園が開園されている。植民地地域では、主として日本政府の公立学校が、他の地域では在留邦人の資力による小学校が建てられたが、幼稚園までは手が届かない時期・地域において、この教育事業が展開されるのである。

⑦釜山の「草梁学院」のように、現地人に日本語教育を行なう事業。これには、元山別院での「興仁日本語学校」、上海別院での日語学校などが挙がっている。開教と日本語教育との関係は、日本政府の勢力版図において、現地人が日本側への職業等をめざして接近することと開教の足場の形成という利害関心の一致点において成立したものが多い。

⑧釜山の「韓語学舎」のように、日本人には韓国語を、現地人は日本語を教授する事業。日本人の現地社会に適応しようとする意

欲と現地人が日本人と交渉しようとする気持によつて支えられたが、両者の親和的関係樹立の証明でもある。

⑨京城の「漢城学院」のように、現地人にたいして行なつた教育事業。公的機関が、未だ成し得ない現地人に対する普通教育の機会を、こうした「私立」が提供する。

⑩京城の「同仁学校」は現地人に対する中等教育機関であつた。

一般に、朝鮮や台湾のように日本の植民地地域において、よく見られる事業であるが、日本の「臣民」としての同化・皇民化政策へと連結していく。「杭州日文学堂」・「金陵東文学堂」・「蘇州日文学堂」のような教育事業も見られたが、日本の勢力を現地人のエリートによつて固める狙いがあつた。漢口における「高等青年学堂」の設置も試みられた。

⑪「大谷達成女学校」・「北京覺生女子中学校」のように、現地人の特に女子を対象に中等教育を提供しようとした事業。

⑫光州の「実業学校」のような実業教育機関の設置。現地人に手に職をつけさせる嘗為である。「釜山大谷女子専修学校」・「金陵女子技芸学院」のよに、現地人の特に女子を対象とした実業専門教育機関もあつた。

⑬さらには、「向上会館」のような現地人を対象にした社会教育施設がある。

⑭また、大連の保育、託児、養老施設としての「大慈園」は社会福祉施設であるが、広い意味で教育事業と見ることもできる。

⑮監獄での囚人に対する教誨活動も、広い意味で教育事業とみなせる。

⑯「日曜学校」も教育事業とできる。

⑰天津別院での「興亜家庭塾」の開校。後述するように、戦時体制に応えた事業であつた。

⑱天満別院での「マレイ語講座」。これもそうである。

⑲中国人留学生の組織する「留日興亜交友会」の開催など留学生に関する事業。留学に関する事業は、この他にかなり広範に取り組まれたようである。

以上、『宗門開教年表』に基づきながら、「教育事業」の種類を網羅的に列挙してきたが、実に多種多彩な教育事業の展開がみられたといえよう。そしてこうした多種多様な教育事業の展開は、在留邦人や現地人の生活から派生する種々の形態の教育要求に即応しなければならなかつた「開教」の苦心を物語る。さらには、日本政府や現地の仏教会・政府の要請にも応えなければならなかつた。

二 開教関係史料よりみた教育事業の内容と性格

現在、大谷派の開教関係史料には、次のような「教育事業」関係

史料が残存している。これらの記事を参照しながら、開教使の教育事業の種類ということを年頭におきながら内容と性格を検討してみよう。

(1) 京城別院・児童教育	明治四二年十二月十六日
(2) 私立元山幼稚園設立顛末概況上申	明治四二年一月七日
(3) 私立同仁学校設立届	明治四三年十一月
(4) 本願寺夜学校	昭和二年七月二十日
(5) 財団法人向上会館寄付行為	昭和二年七月二十日
(6) 向上女子技芸学校	昭和二年九月十日
(7) 朝鮮真宗夏期学校成績報告	昭和八年八月二七日
(8) 慈光園々則	昭和八年八月二七日
(9) 第一回北支開教監督部管下主任会議・協議録	昭和十四年
東本願寺北支開教監督部	
別院布教所名簿	昭和十四年十月
大同晋北仏教学院	昭和十四年十一月
広東仏学院設立	昭和十五年一月
上申 南京金陵女子技芸学校補助金	昭和十五年十二月
満蒙青少年義勇隊大林訓練所	昭和十六年一月三十一日
天津興亜家庭塾則	昭和十七年三月

(16) 巴利文化学院第三期研究生 募集要項昭和十七年 四月
(17) 満州国留学生就学状況調査 康徳十年七月五日

前節において、大谷派開教使の「教育事業」として十九の種類を

列挙したが、これらと照らし合わせながら、各々を検討してみよう。

(1) 京城別院での児童教育については、「京城日本居留地草創ノ際教育機関ノ未タ備ハラザヤ貴院ハ率先シテ其堂宇ヲ校舎に充テ設備ヲ整ヘ教員ヲ聘シ児童教育ノ任ニ当リ以テ今日ニ於ケル居留地教育ノ基礎ヲ建テラレタリ本会ハ貴院カ教育上竭クサレタル効績ノ偉ナルヲ念ヒ総会ノ決議ヲ経テ茲ニ頌狀ヲ呈ス 明治四十二年十二月十六日 京城教育会長徒五位勲五等三浦弥五郎」という記録が残つてゐる。邦人子弟教育への尽力で、(3)にある。

(2) 「私立元山幼稚園設立顛末概況上申」という記事については、(6)の幼稚園の事業であるが、次のように記されている。

「從來元山居留民團ニ於テ經營セル幼稚園ハ民團財政整理上ノ都合ニ依リ去明治四十一年八月限り閉鎖同様無期休園トナセシ以来幼児及父兄ノ真意ヲ搜查スルニ悲嘆不平ノ声高ク頗ル遺恨トスルノ風アリ仍テ惟フニ契機ヲ逸セス一ハ幼児保育ノ為メ一ハ間接布教ノ機関トシテ本院經營ノ事ニ致シ度ト（後略）」

居留民團ではやつていけなかつた幼稚園經營を、「間接布教」にもなるとの意思から引き受けようとしている。「開教」の出発点は、

こうした在留邦人の要求に応えていくことについた。公的機関がカバーできない教育當為を、開教使が引き受けしていくという構図がここにも見られる。

(3) 京城の「私立同仁学校」についても¹⁰で触れたが、日韓併合の成った明治四三年（一九一〇）に設立されている。各々二カ年の本科と夜学科をもつたが、十八歳から四十歳までの生徒に内地の中学校相当の科目を教授した。「一視同仁」を彷彿させる事業であった。

(4) ダバオ布教所の「本願寺夜学校」は、昭和二年（一九二七）七月

七日、「日比親善ト云フモ互ニ言語ガ通ジナケレバ 親善ノ実ヲ挙ゲルコトガ出来ナイ国情モ人情言語ヲ通シテ始メテヨリ了解スルコトガ出来ヤウトイウノガ本夜学校ヲ開始シタル主意デアル」としていよいよ、語学の教育機關であった。月曜から金曜までの午後七時から九時までの二時間、スペイン語・英語・日本語を教授したが、日本語を今井香巣開教使が担当した。「男モ女モ小供モ来ル」としているものの、現地人や日本人の受講生の実施については不明である。しかし「夜学校」とはいえ、こうした「語学学校」は、⑧の「韓語字舎」に類するものといえよう。

(5) 「向上会館」については、¹³すでに触れている。この寄付行為の条項に次のような規定が見られる。

第一条 本財團法人ハ仏教ノ精神ニ基キ朝鮮ノ同胞ニ對シ各種ノ

第三条 本財團法人ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ
社会事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、手工業ノ伝習

二、公民トシテ必要ナル知識ノ教養

三、情操並ニ宗教的信念ノ培養

四、其他前条ノ目的ヲ達スル為必要ナル事業

朝鮮人に手に職をつけて、公民・臣民としての教育を授ける目的があつた。

(6) 向上会館内に設立された「向上女子技艺学校」は、「専ラ鮮人子女ノ教育ニ從事」したが、当初二カ年であったのを、大正十五年（一九二六）四月より「専修科」として一カ年延長した。この当時、一学年は三五名、二学年は二十名、専修科は七名であつた。¹²の現地人対象の専門学校の事業である。

(7) 「朝鮮真宗夏期学校」というのは、朝鮮開教監督部が主催した、朝鮮人の僧侶養成を期した講座であるが、昭和八年（一九三三）七月三一日から八月二六日までの期間、六名の朝鮮人に修身、国語、仏教読本、真宗読本、漢文、声名作法の科目について授業をしてい

受講生の一人、李秉恒の「我等ノ抱負」と題する作文の一節であ

る。

「私ノ計画ニシテハ家庭ノ布教ヲ第一着ノ実行トシテ眞誠ナル信

念ヲ自カラ励ミ御仏ニ救ハレル根因ヲ堅クシテ地方布教ハ堅忍不拔

ノ精神ノ下ニ私達ノ信ジ奉ル親鸞聖人ノ御仰ノ如ク如来様ノ代官ニ

シテ同朋同行ノ共同努力ヲ以テ進ム或ル方面ニハ模範書堂、労働夜

学、婦人会団ヲ設ケテ他力教理ノ修行シ易イ趣旨ヲ以テ進行スレバ

宜教ニ対スル好ニ^(マニ)得ルノハ勿論此レニ從ソテ当局ニテ解決難関ト

スル日鮮融和モ着々向上スル良績ヲ挙ゲル十六億ノ大衆ガ高イ声ヲ

以テ烈シク呼ビタル世界平和モ結局ハ南無阿弥陀仏六字名号ヲ唱エ

テ他力ノ教花ガ開キ他力ノ証果ガ結ンタ当日ニ見ルノハ誓ヒテ証明

シマス」

受講生がこの同じ「我等ノ抱負」という題で作文を書いているが、

この作文が八五点を与えられて最も良い点である。

朝鮮における「日鮮融和」さらには世界平和を、真宗の御教えに

よつて実現できるとする力強い筆致が、高得点をもたらしている。

真宗開教の率先遂行者としての自覚も充满していると見られる。す

なわち、開教の弘宣のために現地人を養成せんとする講座であつた

が、日本の朝鮮統治に機能し、朝鮮の仏教界の掘り起こしを企図す

るものであつたといえよう。現地人の僧侶養成事業で、②に該当す

る。る。

(8) 「慈光園」は、台湾の台中市にできた施設で、正式名称は「東本

願寺慈光園」であるが、園則を見ると次のようになつてゐる。

第三条 本園ハ行路者無資力ニシテ宿泊ニ窮スル者ヲ宿泊セシメ

兼テ教化ヲナシ慰安ヲ与フ。

第四条 本園ハ台中市役所ヨリ依託ヲ受ケ宿泊セシムルヲ原則ト

ス

台中市と連携した宿泊施設であるが、同時に「教化」も意図され

ており、前節にはない教育事業の種類として付け加える必要がある。

(9) 第一回北支開教監督部管下主任会議・協議録の中には、教育事業

に関する記事が所々に見られる。

a 大同に「仏教学院も出来て支那の青年僧を集め教育してゐる。現在の所六カ月修了にしてあるが、行く行くは一年に迄延

長する様にならうと思うてゐます。」(2)である。以下、該当す

る分類番号を付ける。)

b 「北京では西城の方に覺生女学校を經營してゐますが、これ

は故陳覺生氏が遺産を三十万円、天津の平林氏等が縁となつて

銅像の如きものを建設するよりも寧ろ一層有意義な教育事業に

と出されたものであります。現在は二十五万円財團に積立て、

幸ひ支那は銀行利子が高いのでその利子と本山からの二万余円

の補助金とに依つて經營されてゐます。又この六月に宮様の御

立寄りの光榮に浴したのであります。一般にこの覺生女学校は

現在は唯一日本系の女子教育の機関と見られて居るので、それ丈け一層我々は自重を要するのであります。」(11)

c 「石家荘幼稚園を作り經營致して居ります。現在約四十名程の園児を収容し、この子供の中に支那人、鮮人、満人が少しづつ居ります。勿論大手は邦人の子供であります。子供は国境を越えて、それぞれ毎日元気に通ふて居ります。この幼稚園開設は石家荘の人々に非常に評判が好く、自分としてももつと充実させ度いとと思うてゐます。」(6)

d また、「幼稚園の外に支那語学校を開設し、夜間二時間づつ毎日開いて居ります。約八十名程きて居りますが、軍人さん、満鉄、國際といった会社関係の人が多くやつて来て居ります。」

幼稚園は、⑥であるが、日本人に現地語を教える事業は⑧に含まれる。

e 同じく石家荘では、「長谷川（行円）君が獲鹿へ行つてくれまして、日語学校を開設し又念佛講を作り支那側工作に乗出して居ります。」(7)

h 張家口では、「附設事業と致しましては日語学校の外に支那語学校を開設し張家口在住の銀行員、会社員等邦人の希望に副ふて居ります。日語学校の方は野村（慈顕）君と共に大いに努力致して居ります。卒業生は極力各方面に斡旋し、就職させて居ります。又察南仏教学院がありますが、大同の晋北仏教学院と同じく支那僧養成機関であります、監督部より留学生の藤井弘君派遣して頂きましたて生徒の訓育に当たつて貰つてゐます。」(8)

f 太原では、「私は布教所の開設と共に日語学校を開いたのですが、卒業生が今では二六九名に上つて居ります。卒業生にはそれぞれ就職を世話してやつてゐます。太原の電話局の交換手は殆んど全部が私の学校の出身者であります。最近又大谷少年

g 濱県の「東亜仏教会の仕事と致しまして貧民の子弟を集めて新民小学校を經營致してゐます。この小学校を經營する為めに石仏（シブツ）（中略）を貰ひうけたものであります。臨時政府所定の教科書を使用し現在一四三名の児童が居ります。卒業生を各方面に就職させて居ります。中には優秀なのが居りましてさういふのは日語の助手に使つて居ります。（中略）とに角小学校經營にはその経費の捻出には全く私も瘦せて居ります。今度監督先生に御願ひして靴下を編む機械を買ふて貰つて靴下を造り、その後の売つた利益で小学校の經營費に当て、居ります。」(9)

北京別院

北京覺生女子中学校・同附属小学校、同中学校付

設日語学校、同中学校付設支那語学校、興亞仏教
青年塾堂、日曜学校（大谷こども会）

天津別院

日曜学校 幼稚園（予定）

青島別院

日曜学校 日語学校

濟南布教所

日語学校 日曜学校

石家莊布教所

日語学校 支那語学校 石家莊幼稚園

塘沽布教所

協和日語学校

唐山布教所

日曜学校

山海關布教所

張家口布教所

仏教日語研究所 支那語講習会 仏教學院（支那
僧教育機関）

張家口仏教學院ハ蒙疆政府立ニシテ當派ヨリ藤
井弘留學生ヲ駐留セシメ其ノ任ニ当ラシム。

日語学校 支那語學校 健兒團 晉北仏教學院
(支那僧教育機関)

立ナルモ當派ヨリ下川直秀ヲ駐留セシム、主事
トナリ其ノ任ニ当ル。 幼稚園（九月頃）

保定布教所

日華職業指導部

太原布教所

日語学校 支那語学校 新民小学校 大谷少年団
幼稚園（予定）

徐州布教所

日語学校 幼稚園（予定） 日華職業指導部

灤縣布教所

東亜仏教会附属小学校（中國人） 日語学校

淄川布教所

日語学校

芝罘布教所

模範日語学校

新鄉布教所

日曜学校

坊子布教所

日語学校

としての教育事業の困難と抱負がにじみ出る。

「東本願寺北支開教監督部 別院布教所名簿」では、当時のこつ
した教育事業が一覧できる。

「興亞仏教青年塾堂」や「日華職業指導部」、「大谷こども会」・
「健兒團」・「大谷少年団」という事業もあるが、「興亞仏教青年
塾堂」は戦時体制下における中国人の教化機関（17）ないし在留邦
人の教化機関、「日華職業指導部」は、日本人とともに、中国人の
職業教育機関（12）と予想される。「大谷こども会」などの組織は、

日本人児童の社会教育機関である。いずれも詳細については今後の
研究課題としたいが、全体として各地域における活動の実態が示さ
れている。日語学校が最も多いのが目に付く。教育事業のまだ無い
ところもある。

（11）廣東の「仏学院」については、設立の主旨が次のように記されて
いる。

「仏学院ハ南方宗教界ヲ統理シテ、南支文化發展ノ根幹トナリ、三
國ニ亘ル唯一文化交通路ノ上ニ各種民族ノ融和帰ニ参与貢献セン
トスルニアリ。」

直接的には、「ツハ事変下ノ処理ニ参与シ、ツハ学徒ヲ求法
ノ旅ニタ、シメ仏道実踐ノ大道ヲ踏マシメ、以ツテ南支ノ大地ニ不
抜ノ因縁ヲ結バシメントスルノデアリマス」とするところにあつた。

研究部・調査部・伝道部で組織されたが、伝道部は「仏教精神ニ基ク防共反蔣運動ノ徹底、英靈ノ弔ヒ、廣東語ノ習得、宗教団体トノ連絡、民衆ヘノ布教及講演布教、監獄ノ教悔、軍人ホーム、施薬施療、日語学校、重要ナル地点ニ教場設置ノ工作、軍部及各界トノ連絡」を図った。

特務機関や華南文化協会、興亞院より補助金を得、「殊ニ仏教三千年ノ伝統地タル南方ルートハ今後全支開教ノ動脈トナリユクモノガ約束ゾケラレテイルノデアリマス（中略）皇軍既ニ幾千ノ骨ヲ埋メタル南支ノ大地ニ、仏学院ナルモノオ設立シテ十万円ノ淨財ヲ投ゲ打ツモ猶報恩ノ一端ニモ足リナイト信ズルノデアリマス」としているあたり、日本の南進に即応した事業の展開であった。この文脈に廣東語の習得や日語学校も位置していたのである。戦時下の教化機関であり、⑯に該当するのではないか。

（12）南京金陵女子技芸学校についてはすでに⑯に分類したが、ここ史料では次のように記されている。

「南陵女子技芸学校ハ中支ニ於ケル一派唯一ノ対支事業ニテ漸次其設備ノ完璧ヲ期スト雖モ予算ノ関係上不如意勝ルヲ遺憾トス殊ニ華文写字機操作ノ技術者ハ官衙並商社ニ就職ノ容易ナルヲ以テ生徒多ク其技術ノ習得ヲ熟望シテ止マズ（後略）」

「唯一ノ対支事業」ということとタイプライターが思うように備

えられない財政の逼迫、そして中国人の就職に寄与しようとするとする開教使の熱意が印象的である。

（13）「満蒙青少年義勇隊大林訓練所」について見てみよう。

「當訓練生中三ヶ年ニ病没ノ生徒五名ヲ出ス 訓練所長矢上政則氏生徒訓育ニ於テ宗教的情操ノ必要ヲ痛感シ講堂ニ仏壇ヲ安置シ病沒生徒ノ遺骨ヲ祀ルト共ニ生徒ニ仏教的信念ノ涵養ヲ計リ茲ニ當布教所ヲ通ジテ御本尊及ビ三具足一領ノ御下付ヲ申請サル、尚當布教所建築完了ト共ニ、生徒中ヨリ一名ノ僧侶ノ委託養成ヲ希望セラル」
満蒙開拓義勇軍の派遣という国策の下で、訓練中亡くなつた生徒の供養ということから、開教使との関係ができ、その中から僧侶の養成を依頼されるというわけである。この経過がどうなつたのか不明であるが、国策遂行に協力的であった。この種の教育事業は、これまでにないものである。

（14）（17）で挙げた「天津興亞家庭塾」についても、塾則が残っている。天津日本租界福島街東本願寺別院内に設置されたこの教育機関は、「現地ニ於ケル女子ノ心身ヲ鍛練シ徳性ノ涵養ニ努メ宗教的信念ト実際生活ニ必須ナル技能トヲ授ケ以テ温良貞淑ナル婦人ヲ養成スルヲ目的」とした。課目としては、和裁・洋裁・華道・茶道・割烹・書道・家政・倫理があり、課外として音楽・舞踊の講習がおかれたが、この中「家政」では礼法（各国）・育児・衛生などが教授され、

「倫理」では、日本学・宗教概念・倫理概説・社会学が内容とされた。修業年限二カ年で全科目を習得する「本科生」、同じ年限で希望の二科目を随意に専修する「選科生」、一カ年で本科・選科・女学校卒業者又はこれらと同等の者は「研究科生」と区分されたが、六十名規模の塾であった。また天皇陛下ではなく、皇后陛下誕生日を休業日にしてもいた。

この塾の経営の実際については今後の研究課題であるが、天津別院輪番・梅田彰等が塾長、同じく別院補番・伊藤勝隆が主事を務めて、天津在住の現地人に日本婦人的素養を身につけさせようとしている。ただ、日本学や社会学があり、「礼法（各國）」としているように、閉鎖的・独善的な日本の価値観・作法を強制することから幾分距離を保っていたのではないか。

(15) 「巴利文化学院」に関しては、これから研究に待ちたいが、この史料においては目的が次のようにされている。

「本学院は大東亜地域に於て仏教を通じて八紘為宇の大御心を宣布し以て皇國に奉仕する國土を養成指導するを以て目的とする」

仏教と天皇の「大御心」・大東亜共栄構想との結合が見られるのであるが、「国体学（古典国史を含む）」・「国体と仏教」・「民族学」・「民族史」・「大東亜宗教事情」・「大東亜経済事情」・「地政学」・「武道」・「語学（巴利語、泰語、ビルマ語、安南語、

馬来語、西藏語、印度語、蒙古語、支那語ノ内一乃至二）」などが必修課目となつてゐる。

一年の課程であつたが、応募資格については、「僧俗を問はず大學卒業者又は之と同等の学識を有し且つ特に専門的識能ありと認められた者にして年齢二十五才より三十五才迄身体強健、志操堅固なるものより詮衡の上採用す」とあり、大東亜共栄構想実現のためのエリート養成機関であることがわかる。また特典として、「本学院は全学生に対し入学料及授業料を免除し教科書及教材器具を貸与別に学寮を設備して食事を給し外に月額約十五円乃至三十円の研究手当を支給す尚修業者は詮衡の上仏教圈協会現地要員として逐次大東亜諸地域に派遣す」としてゐるように、戦争協力の教育事業であった。(17)

(16) そして、最後に「留学生」に関する記事が見受けられる。満州にしてもどのような形で留学生を派遣し、現地人の留学をいかに受け入れていたかはこれらの史料だけでは判明し得ないが、留学生交流に積極的であったことが推量される。こうした教育交流事業についても、更に検討を深めなければならない。(18)

以上、列挙的ではあつたが、現存する史料に基づいて戦前のアジア地域における教育事業を網羅的に拾い上げ、その内容を検討することを試みた。ほぼ教育事業の全体をすくい上げたと考えるが、更

に点検を重ねたい。そして、こうした拾い集めを終了した段階で、

各地における教育事業の顕現模様をその地域の宗教情勢や在留邦人社会の状況、開教使の意識、本山の開教政策などとの関係でさらに分析・解明する作業が残っている。

いずれにせよ、時流に沿って、大谷派開教使もないとあらゆる教育事業の可能性を探り、在留邦人社会、現地社会、本山、日本政府・

軍の要請に正面から応えようとしたことは間違いないようであ

る。今から思えば、その適応性・戦争協力性が指弾されることにも

なるうが、人間は常に時代の子であることをあわせて想起すべきであろう。周囲の要請に真剣に取り組めば取り組むほど、時代の方向と一人三脚を演じることになることを考える必要がある。殊に教育という営みは、相手あっての、学習者が存在しての営みであり、その意味で教育者と学習者の相互性に富んだ営為である。一方的押しつけではその効果をあまり期待できず、時代の要求が学習者に体现されている。

もつとも、教育事業には、開教使の教線の拡大の意図があり、このことが日本政府・軍との共同歩調を取ることと連動していたが、そうしたこととは別の次元で、真摯な学習者を前にしたある純粹な教育事業の抱負が開教使に存在してもらいたと言い得るのではない。か。そうした「貢献」は、なお今日も潜在的・顕在的に生き続けて

いると言えるのではないか。

大谷派開教使の教育事業の研究は、こうした意味において幾重にも時代的文脈が交錯している研究領域である。と同時に、そこにはいつの時代にも持つ人間の生活に賭る願いが充満していることを知らなければならない。多面的で多層的な研究のよりいつそうの進展を期待したい。

(1) 注
木場明志「東本願寺中国布教における教育事業」真宗連合学会『真宗研究』第三十四輯、平成二年三月、一四一—五四頁。

(2) 木場明志「宗門近代史の検証⑬、⑭、⑮ 開教－国権拡張に対応した海外開教事業(1)、(2)、(3)」真宗大谷派宗務所出版部編『真宗』平成二年五月、六月、八月参照。

(3) この史料については、大谷大学図書館のご厚情により、閲覧・複写をすることができた。記して深謝を申し上げる。

(小島 勝)

三 東本願寺の中国華北地方における開教活動——一九三九年の状況——

十九世紀末以降、日本のアジア諸地域への勢力拡大と呼應して進められてきた東本願寺の中国での開教活動⁽¹⁾は、一九三〇（昭和五）

年四月十一日に発布・施行された東本願寺布教条令によって満州・北支・長江・台湾の四開教監督部が設置され、さらに強化されていった。このうち華北地方一円を管轄するのが北支開教監督部である。

この北支開教監督部管内での開教活動に関する資料の一つとして旧東本願寺教学課資料のなかに「第一回北支開教監督部管下主任

會議 協議錄」（以後、「協議錄」という）がある。これは一九三九年

（昭和十四 民国二十八）年十月二十・二十一両日、北京別院において開かれた北支開教監督部管下主任會議の概要、決議事項、現地主任の現況報告の他、北支開教監督部管下別院・布教所所在地を示す地図、東本願寺北支開教監督部別院布教所名簿（共に昭和十四年十月現在）、本山に対する希望（現地主任提出）を誌したものであり、なかでも現地主任の現況報告と、會議の最初と最後の開教監督の挨拶は速記録として残されており、当時の状況を如実に伝えるものとして興味深い。

そこで本稿では、中国華北地方における開教事業全体の経緯を解

明する基礎作業として、この資料に依拠しながら一九三九年時点での活動状況の一端を見ておきたい。

また同じ時期、北京において『第一次華北宗教年鑑』（以後、『年鑑』という）が刊行されているので、これも参考にして見ていくこととする。

一 管内各機関の活動概要

【別院・布教所の所在地及び人員】

事変前に於ては、天津・青島・濟南・淄川・芝罘及び山海關と二別院四布教所が設置されてゐるに過ぎませぬが、今次事変の勃発と共に……略……教線が飛躍的に拡大されるようになつたのであります。（「協議錄」所収 開教監督の挨拶）

天津に東本願寺の布教を見たるは明治三十六年四月とす。大正四年に青島に別院を置き、大正四年に濟南に、大正七年淄川、大正九年山海關、芝罘に布教所を置きたり。しかして昭和五年六月青島に北支開教監督部を設置して二別院四布教所を監督指導をなせしが、支那事変の勃発と共に北京に北支開教監督部を

移すと共に、教線を張り華北の主要都市十九箇所に布教所、副院を設置するに至れり。(『年鑑』第六編日本在華宗教 第二章日

本在華宗教略史内 真宗大谷派本願寺略史)

と見えるように、東本願寺の中国華北地方における布教機関は、蘆溝橋事件〔一九三七(昭和一二・民国二六)年七月、七日〕以前には明治・大正期に開設された二別院四布教所であったものが、事変を契機として教線が拡大され、華北の主要都市十九カ所に布教所・別院が設置されることとなった。その別院・布教所の所在地は『年鑑』及び『協議録』添付の資料によつて知ることができる(表1)。

表1 別院・布教所一覧

名 称	住 所	開 設 年 月	
北京別院	北京市東城内務部七号 (同右)	昭和十二・九	
天津別院	天津市日本租界福島街四四ノ三号 (天津市日本租界福島街) (同右)	明治三六・四 大正 四・八	
青島別院	青島市膠州路二号 (同右)	大正 四・四	
濟南布教所	山東省濟南市四馬路一六六号 (濟南市商埠四馬路公園後街)	大正 四・四	
河北省石家莊電報局街	三三号 (石家莊電報局街)	昭和 一三・一	
(石家莊布教所)	(石家莊電報局街福生里)		
太原布教所	山西省太原新民公園南海池辺 (太原新民公園南海子辺)	昭和一二・一	
新鄉布教所	河南省新鄉縣姜庄街九号 (河南省新鄉縣城外姜庄前街九号)	昭和一四・四	
徐州布教所	江蘇省徐州大同鎮誠巷 (徐州忠誠巷)	昭和一三・七	
保定布教所	河北省清苑縣保定府皇華館街十号 (保定西門外皇華館街十号)	昭和一二・九	
彰德布教所	河南省彰德城外新民街一一号 (河南省彰德城外新民街一一号)	昭和一四・一	
唐山布教所	河北省唐山市西馬路四号 (河北省唐山西馬路四号)	昭和一〇・四	
芝罘布教所	北東省芝罘愛德街 (同右)	明治三九・五	
濰縣布教所	山東省濰縣城内石仏寺 (山東省濰縣城石仏寺)	昭和一三・五	
淄川布教所	山東省淄川縣南門外 (住所の記載なし)	大正 七・三	
塘沽布教所	河北省塘沽二縣街 (塘沽二府街)	昭和一二・六	
○坊子布教所	山東省坊子鎮三馬路二十五号 (山海關南門外新立口)	大正 八・	
山海關布教所	河北省山海關南門外新街口 (山海關南門外新立口)	大正 九・一二	
※海州布教所	山東省德縣 (山東省德縣)	昭和一五・一	
※德縣布教所	江蘇省海州新浦鎮新化鎮	昭和一五・一	
※海州布教所		昭和一五・六	

※臨汾布教所

山西省臨汾

昭和一五・五

◎（張家口布教所）
（大同布教所）

張家口東安大街六五号

大同皇城二道巷

(a)『第一次華北宗教年鑑』所載の「名称」「所在地」「成立年月」を示し、「協議録」添付資料との異同はその都度示す。（一）内は「協議録」添付資料の記事。尚「成立年月」は「協議録」添付資料には記されていない。

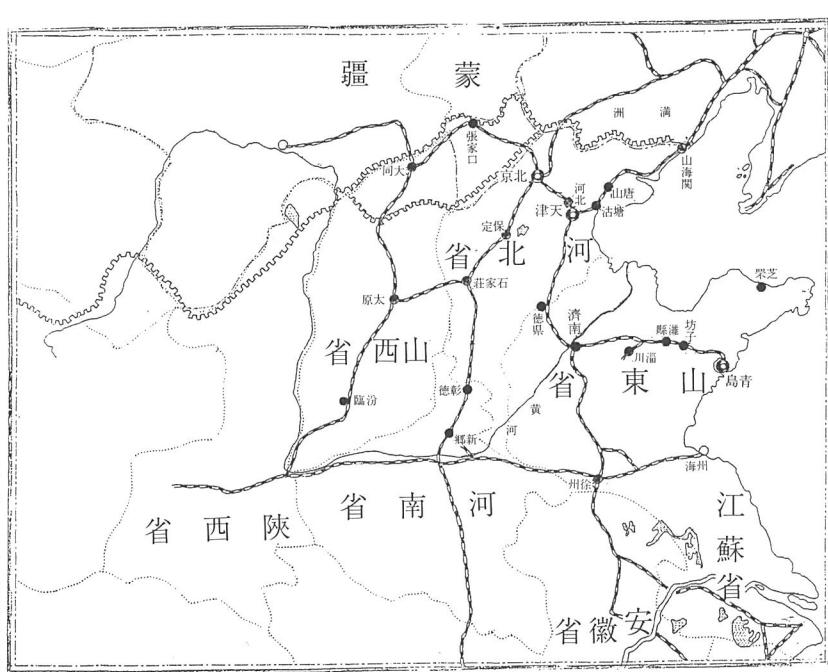
(b)※印の一出張所三布教所は昭和一五年の開設であるから「協議録」添付資料に記事がない。

(c)○印の坊子布教所の開設年次を『年鑑』では大正八（一九一九）年としている。しかし開教監督の報告及び『年鑑』の「略史」には事変前から設置されていた布教所としては示されていない。『年鑑』の設置年次の記録の誤りと思われる。

(d)○印の二布教所は「協議録」添付資料にのみ記事があり、『年鑑』には載録されていない。これは「年鑑」の他の項目においても、その所

在地である山西北部の記事がまったく見当らないことから、『年鑑』を作成のための調査地域に含まれていなかつたためと思われる。

これによれば、蘆溝橋事件後二年を経た一九三九（昭和十四）年十月には、三別院十六布教所と飛躍的に其の数を増し、さらに一年余を経た四一年初までに天津別院河北出張所及び徳県・海州・臨汾の三布教所が開設されており、華北全域にわたって教線の拡大がかれている（地図参照）。



「協議録」に北支開教監督部管下別院・布教所所在地（昭和十四年十月現在）として添付されている地図である。ただし、徳県・海州・臨汾は筆者が加筆した。

表2 別院・布教所の人員（「協議録」添付の別院・布教所名簿より）

名 称	人 員
開教監督部	開教監督、主事、出仕、書記各一名
北京別院	輪番、補番各一名、在勤四名、駐留一名、留学生三名
天津別院	輪番一名、在勤六名
青島別院	輪番一名、在勤三名
濟南布教所	主任一名、在勤三名
石家莊布教所	主任一名、在勤一名
塘沽布教所	主任一名
唐山布教所	主任一名
山海關布教所	主任一名
張家口布教所	主任一名、在勤一名、駐在一名
大同布教所	主任一名、駐在一名
保定布教所	主任一名
太原布教所	主任一名、在勤一名、從軍僧（五台山方面）一名
徐州布教所	主任一名、在勤一名
濰縣布教所	主任一名、（濰川布教所主任を兼任）
淄川布教所	主任一名、（濰縣布教所主任を兼任）
芝罘布教所	主任一名
彰德布教所	主任一名
新鄉布教所	主任一名、在勤一名
坊子布教所	主任一名

が主任一人であり、なかには二つの布教所の主任を兼ねているところもあつて、地方での開教活動はほとんどその人一人に負つていたのである。地域的に教練が拡大されたとはいえ、その性急さもあってか人的増強が十分になされていなかつたようである。⁽⁵⁾

【別院・布教所付設事業及び本山に対する要望】

また各別院・布教所の付設事業（表3）を見ると、その活動の対象は大きく三つに分けることができよう。その一つは中国人に対するものである。多くの布教所で日語学校が開設され日本語教育が行われている他、大同の晋北仏教学院、張家口の仏教学院といった中国僧の教育機関や、濰県の東亜仏教会、坊子の東亜仏教会、大同の蓮宗淨業社などの組織による教育・教化活動が行なわれている。さらに社会事業として、職業紹介所等も開設されている。二つ目には在留邦人にに対するものが挙げられる。各布教所では定例布教・日曜学校・青年会・婦人会或いは文書伝道などによつて教化活動が行なわれている。また人事相談所・日華職業指導部・幼稚園・施薬所といった社会福祉事業を通じての邦人・中国人に対する教化活動も行なわれている。そしていまひとつが軍との関係である。天津別院をはじめ南・太原・塘沽・坊子・唐山・新鄉の各布教所が皇軍英靈奉安所となつていたほか、天津・石家莊・張家口には軍人ホーム・軍人休息所が設けられるなど從軍布教といった意味を持つていたようであ

る。

表3 別院・布教所の付設事業

別院・布教所
付設事業
北京
天津

なし

婦人法話会
日曜学校
仏教青年会
女子青年会

和讃講

太子奉讃会
中日仏教婦女会

毎朝晨朝法話
軍人ホーム

皇軍英靈奉安所
幼稚園（予定）

定例布教
念佛講
婦人会

青島
同心会
日曜学校
日語学校
大同
支那語学校
人事相談所（対日支人）

健児院
婦人会
童話布教（毎週一回　於日本人小学校）
文書活動「東本願寺報」発行
日華仏教聯合総会

蓮宗淨行社（中国人に対し月一回布教）

晋北仏教学院（支那僧教育機関　蒙疆政府立）

幼稚園
文書活動
土曜会

晋北仏教学院（支那僧教育機関　蒙疆政府立）

定例布教

日語学校

日語学校（付属人事相談所）

文書活動

日曜学校

皇軍英靈奉安所
婦人会（予定）

青年会

日華大乘仏教聯盟会
文化史蹟保存会

定例布教

婦人会

日語学校

日語学校

掲示伝道

日華仏教徒交歓（予定）

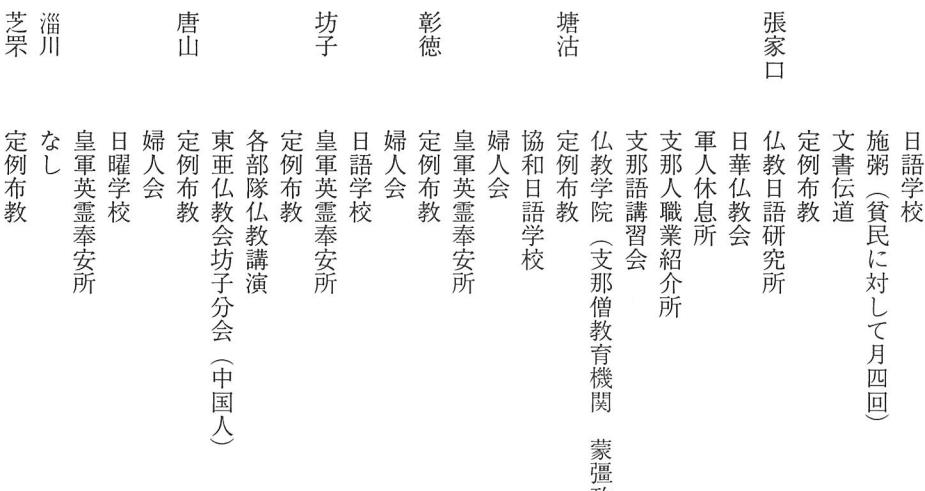
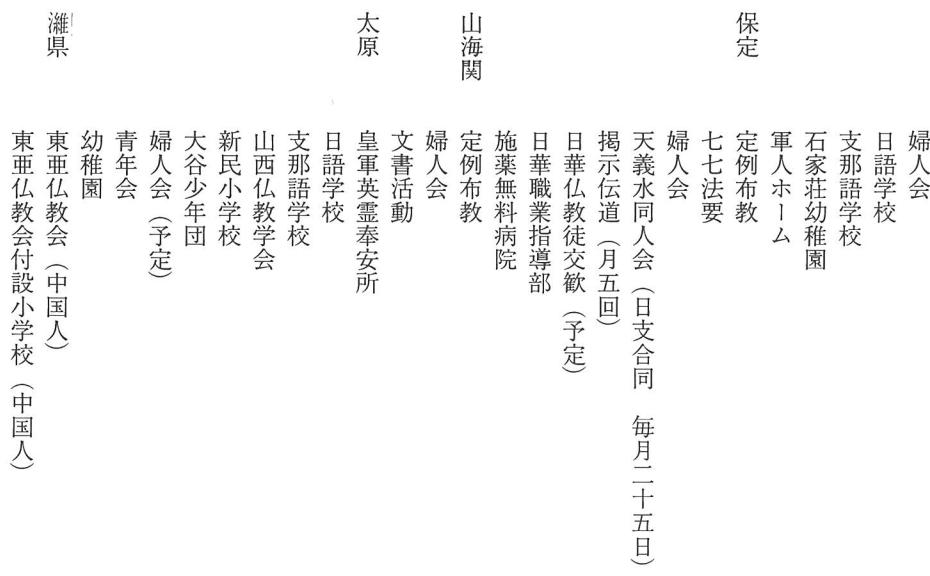
幼稚園

日華職業指導部
定例布教

石家莊
大同

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

二四



婦人会
日語学校
文書伝道
皇軍英靈奉安所
新郷

日曜学校
模範日語学校
河南仏教同盟会（日華人）

石家莊
保定
彰徳
新郷
太原
特派布教使派遣の件
特派布教使派遣の件
宗教反共聯盟に参加し得る開教使派遣の件
軍人用パンフレット下付の件
在家用御本尊下付の件
軍人用パンフレット下付の件
軍人用パンフレット下付の件
在家用御本尊（五十代）下付の件
特派布教使派遣の件
パンフレット下付の件（一般信徒及軍人用）
華文によるパンフレット下付の件
中国人の信徒及び青年会用のバッヂ制定の件
紙芝居の資料下付の件

表4 本山に対する要望（各輪番・主任提出）
別院・布教所 要望内容

新郷	パンフレット下付の件（一般檀信徒）
天津	特派布教使派遣の件
青島	支那人の大人子供に対するパンフレット下付の件
大同	特派布教使派遣の件
	仏教講演会開催につき講師派遣の件
	支那人の大人子供に対するパンフレット下付の件
	特派布教使派遣の件
	紙芝居資料下付の件
塘沽	腕巻数珠・パンフレット下付の件（軍人にに対するもの）
唐山	特派布教使派遣の件
塘沽	特派布教使派遣の件
唐山	軍の奉安所用の御本尊下付の件
塘沽	時局パンフレット（軍人用）下付の件
山海關	特派布教使派遣の件
灤縣	中國人の娯楽機関としてラジオ・蓄音機下付の件
徐州	念珠・軍人名号下付の件

またこれら活動の内容については、各布教所から本山に宛てて出された要望（表4）によつても知ることができる。そのなかで特にパンフレット下付の件について見れば、軍人用の希望が多く、その需要の多かつたことが認められると共に、一般檀信徒用・中国人用のそれとは希望する地域に差異のあることにも留意しておかねばならない。

二 各主任の報告よりみた具体的な活動内容

前項において各別院・布教所の活動が、中国人に対するもの、邦人に對するもの、そして軍に対するものという三点に大別できることを指摘したが、具体的にはどのような活動方法が取られていたのか、各主任の報告よりうかがつてみよう。

【対中国人】

最初にも述べたように各主任の報告は速記録で記されており、それぞれの地域における活動が詳細に述べられているが、やはり中国側への働きかけに関するものがかなりの部分をしめている。その中から、まず中国人と密接なつながりを持った活動の報告を二つ紹介する。

私の所へ支那人で集まつて参りますのは、大同仏教居士林の居士さんと蓮宗淨業社の阿媽さん（原註　中国婦人ノ仏教信者、

蓮宗淨業社ノ会員ニナツタ入ヲ云ウ）でありまして、阿媽さんは現在約百名程会員があります。居士の方は三百五十名居ります。……略……

女の信者は蓮宗淨業社の会員として毎月旧の十九日にお寺に集まる事になつてゐます。そして当日になると朝から会員が集まつて各自持参の野菜・栗等で菜（原註　副食物）や飯を造ります。中食を皆と一緒にしてやると会員は非常に喜んでくれます。午後に式を始めます。私の導師で般若心経を会員一同で読みます。

（開教監督の質問）「般若心経を如何して撰んで読むのか。」それは以前からこの会で読む事にして居りましたので、それで急に変へてはと思いまして、従前通りやつてゐます。ゆくゆくは正信偈を上げ度と思うてゐます。お経が読み終ると私の周囲を念佛しながら行道をやりますが、それが終ると所定の席に就きます。そこで私が四十分間程、正信偈又は小経について説教をやるのです。又大同の石仏寺の出来た由来などを述べてやります。此の会員の者は、私の寺を自分の家の様にして出入します。此の会員の者は、私の寺を自分の家の様にして出入します。大変親しくしてゐます。……略……

また時々私は結婚式の時に司会を頼まれるんですが、そう言ふ時には出来る丈け派手にやつてやります。色衣を着て五条をつ

けて司会をしてやると、その後時折二人で寺へ遊びに来てくれます。又、俺の所へ日本の坊さんが来て司会をしてくれたと言ふて、近所隣へ吹聴し非常に喜んでくれます。私も出来るだけ

さうした席へ出てることにしてゐます。

(濟南主任の質問)「蓮宗淨業社といふその婦人団体は貴君が組織されたのですか。」

いや、蓮宗淨業社といふのは、ずっと以前から大同にあつたものであります。私が大同へ来ました昨年の四月頃は四十人程御座いました。この蓮宗淨業社と言ふのは、念佛講であります。これを統理してゐました支那の某といふ坊さんが死んだので一時中断して居つたのです。その所へ私が事變と同時に従軍して大同に駐る様になつてから、以前から這入つてゐた此の講の人達が坊さんが死んだから貴方様がなつてくれといふ、言はば推薦されまして、この蓮宗淨業社を復活させたのであります。会員中には支那の上流の奥様も居ります。又蒙疆政府の要人方の太太(タイタイ)（原註　夫人）も居ります。その様にして蓮宗淨業社といふものが出来たのであります。……略……

支那人に対する教化方法は、支那人と同じ気持ちになつて一緒

にやると言う言葉に尽きると思ひます。こちらが親しく交際してやると先方も非常に喜んで迎えてくれます。斯うした支那人

の心理をよく飲込んでやれば、或程度迄の支那人の教化は強ち難事ではないと考へて居ります。　　(大同主任の報告)

最初、私の這入りました時には、濰県城内には一人の日本人も居らなかつたのであります。暫くの間、宣撫班の仕事を致して居りまして、そのうち何か仏教会の様なものを作らうと思ひまして何か規則書を探して居りました矢先、偶々紅卍字会の規則書が幸い手に入りましたので、それを参考にして東亞仏教会といふのを組織したのであります。……略……

東亞仏教会の仕事と致しまして、貧民の子供を集めて新民小学校を經營致してゐます。この小学校を經營する為めに石仏寺（原註　濰県城内に在る寺）を貰いうけたのであります。臨時政府所定の教科書を使用し、現在一四三名の児童が居ります。卒業生を各方面に就職させて居ります。……略……

とに角小学校經營には、その経費の捻出には全く私も瘦せて居ります。今度監督先生にお願ひして靴下を編む機械を買ふてもらつて靴下を造り、その売った利益で小学校の經營費に当てて居ります。……略……

我々は、もつともつと支那人の中に這入り、支那人教化に進まねばならぬと考へてゐます。やらぬから出来ぬのであって、や

れば必ず出来るのでありますし、支那側工作もさう案ずる程の難事業ではありませぬ。

(灘県主任の報告)

これらの報告によつて、開教従事者が中国人社会の中に入り、從来の組織を継承しながらの布教活動、また中国人を中心とした仏教会を組織しての教育事業の開設といった方法が行われていたことを知ることができます。しかし

支那人工作は大同主任がやつて居られるので、ひとつそれを発表してください。(大同主任の報告に対する開教監督の言)

この活動こそ支那人教育になつてゐる。この活動を十分に研究してほしい。

(灘県主任の報告に対する開教監督の言)

と紹介されたり、報告に対し質問が出されるなど、出席者から特に注目されていることから、逆に管内全体としてはこのようないわゆるあまり行われていなかつたことが察せられる。この点について実際に他の地域の報告には

東亜仏教会があるので、それで支那人側の工作にあたる。(坊子鎮)

日華仏教会をつくつて支那僧と一緒に支那側の工作にあたつてゐる。(張家口)

各宗派が集まつて石家莊仏教団を組織し、これによつて支那工作にあたる。(石家莊)

支那僧と提携して日華仏教団をつくる。(徐州)

日支人合同による天義水同人会をつくり、毎月二十五日に寺に集まり仏教の話をし、日支人の心からの融合をはかる。(保定)支那側への工作として東亜精神作興同盟会(仏教、儒教、基督教、神道、紅卍字会等の各宗教の集まり)があるが、實際には何もできない。(青島)

支那側に大同のようないわゆる在華宗教教団があるが、各宗(西派・淨土・曹洞・真言・法華・天理教・金光教)があるから一人でやるのは難しい。(濟南)

と見られるように、一般的には日本の在華宗教教団が集合した組織、或いはそれと中国側宗教関係者とによつてつくられた組織によつて開教活動が行われていたのである。ただ地域によつて、特に日本の宗教各派が多く活動している都市部においては、宗教団体それぞれの思惑もあってか却つて十分に機能しなかつたようである。

【対軍】

次に軍との関係である。前項では軍との関係は英靈奉安所や軍人ホームとなることによつてもたれた面を指摘したが、そのことは各報告のなかにもみられるところで、なかには

西派と曹洞宗から反対があつたが、東本願寺は堂内が広いこと、主任が從軍布教師である関係から忠靈奉安所と決定される。(徐

州)

現在、淨土・妙心そして真言が虎視眈眈たる有様で隙があつた

ら別院の地盤に喰入らうとしてゐる。事変後、英靈奉安所のこ

とで少しでも勢力を削がうとしている。(天津)

とあるように、英靈奉安所をめぐつて他宗派との争いのあつたこと
も述べられている。しかしそれとは別に、中国側への教化活動と関
連して

今年七月頃、青島特務機関長から青島宗教聯盟をつくり日本の
佛教部・神道部・基督教部一丸となつて支那人教化にあたつて

はという相談があり、興亞院文化部出張所長と話し合つて、十
一月三日明治節に発会式を挙げる予定である。(青島)

特務機関からの誘いで汎宗教聯盟を結成する。(石井莊)

最近、特務機関から農業学校經營を頼まれ考慮中。(濰縣)

という報告がみられる。ここに、宗教界の中國側に対する教化活動

組織の結成や教育機関の開設に深く係わり、それを宣撫工作の一貫
として利用しようとする軍の姿が浮かび上がつてくる。

【対邦人】

また邦人に対する活動については、主として前項で示した付設事
業の開設を報告しているが、それは当該地に滞在する邦人の人口(表
5)によつて異なるようで、数百人から数千人といつたところでは

表5 各地の人口（主任の報告にみえるもの）

場所	邦人	中国人
天津	三万	十二万
徐州	千三百	四万
三海閔	千七百八百	十万
濰縣	二百五十	十四万
張家口	七千	二千
塘沽	三千	三万
彰德	二千	十二万
坊子	六百	六千

テニス俱楽部・乗馬俱楽部をつくり、寺の明るいイメージをつ
くる。(彰徳)

月二回東本願寺新聞『法華』を贍写版で刷つて居留民全部に配
布している。(坊子鎮)

支那語学校を開設し、在住の銀行員・会社員の邦人の希望に副
している。(張家口)

というようく憩いの場所・邦人への情報提供的な要素が見られた
が、都市部になると

宗教聯盟で支那工作をやり、居留民側への教化は私が単独でや
る予定である。そのため月忌参りを出来るだけ多く作り、在動
を督励して一人でも多く信徒を獲得する様に、また念佛講を作
り老人連中を寺へ参る様にしており、次第に増加している。(青

島)

最近、天津河北の地に邦人が増加してきたので、出張所を出すことになった。(天津)

など日本国内と同様に月忌参り・念佛講も行われ、人口増加にともなって出張所も開設されている。しかしこのような布教活動は必然的に他宗派との勢力争いを招くこととなつたようだ。

事変前は別院と曹洞宗と浄土宗の三カ寺しかなかつたが、事変後は妙心寺、真言、法華、それに西派が進出してきた。幸い我派は開教が古い為に、色々な縁故も出来てきているので、信徒

中には西派の者も可成りいるが、西派が出来ても直ちに行く者はいない。西派が開設されると共に世話方のなかでは一人が行つただけである。(天津)

という事情も報告されている。このような他宗派との関係については特に開教監督の挨拶のなかに

【宗教法規】

ところでこうした開教従事者の活動が、なにものにも拘束されず自由に行うことができたのかというと決してそうではない。最後に開教活動に対する規制について見ておきたい。

天津は北支における第一の商業都市であり、東本願寺の最も力のあるところで、各宗派が連合しても東本願寺の有する勢力には及ばない。しかし、天津は九州・山陽の者が多いから西派が本腰を入れてやりだしたらどうなるかわからない。もし我派において問題を起こす様なことがあればそれこそ大変である。

濟南では一時西派のために地盤を失うも、復興の兆しがある。

石家莊では西派が非常な力の入れ方をしたので圧倒されたが、漸く発展の緒につき、あらゆる方面に発展しつつある。

淄川では曹洞宗の某氏が非常な活動家で、一寸やられた形となつた。

天津における西派の如く北京では西派に及ばないかも知れないが、次第に勢力が拡大している。

と他宗派の活動を意識した言辞が多く見られ、開教監督部側の意向として他宗派にも勝る自派勢力の維持・拡大のあつたことがうかがえる。

三 開教活動に対する規制

日本在中華民国神社規則(昭和十一年六月六日外務省令第八号)
(改正昭和十二年十二月一日外務省令第十三号)

日本在中華民国寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則(昭和十一年

六月六日内外務省令第九号) (改正昭和十二年十二月一日内外

務省令第十四号)

この内「日本在中華民国寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則⁽⁶⁾」は十八
条からなり

(第一条) 中華民国ニ於テ寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所ヲ

設立移転、廢止又ハ併合セントスルトキハ所轄帝国領事官ノ許可ヲ受クヘシ

(第二条) 寺院、教会、廟宇又ハ其ノ他ノ布教所ノ設立ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ住職、僧侶、牧師、道士又ハ布教師ト為ルヘキ者及檀信徒ト為ルヘキ者十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ

事項ヲ具シ所属宗派ノ管長又ハ之ニ類スル監督者ノ承認書ヲ添へ所轄帝国領事官ニ願出ツヘシ

一、事由

二、設立地

三、名称

四、宗派系統

五、本尊又ハ祭神

六、本堂其ノ他建物ノ位置、構造及建坪並ニ境内ノ位置、面積及模様

七、設立費及其ノ支弁方法

真宗総合研究所紀要 第九号

八、布教方法

九、維持方法

十、檀信徒ト為ルヘキ者ノ戸数

十一、住職、僧侶、牧師、道士又ハ布教師ト為ルヘキ者ノ履歴及其ノ資格

十二、本堂其ノ他ノ建物ノ起工及竣工予定期日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第六号ノ事項及境内地周囲ノ状況ヲ表示スル図面ヲ添付スヘシ

など寺院・教会等の設置・移転・統廃合及び人事について仔細に領事館に届け出し、その許可を得る事が義務付けられており⁽⁷⁾

(第十五条) 住職、僧侶、牧師、道士、布教師、教職ニシテ公安風俗ヲ害スルノ行為アリト認ムルトキハ所轄帝国領事官ハ布教其ノ他教務ノ執行ヲ停止シ又ハ寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

(第十七条) 許可ヲ受ケシテ寺院、教会、廟宇又ハ其ノ他ノ布教所ヲ設立、移転、廢止若ハ併合シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

と、許可の取り消しや罰則をも規定している。そして

(第十八条) 帝国領事館本令第五条第二項、第七条、第九条、第十二条、第十三条及第十六条第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ

遅滞ナク之ヲ外務大臣ニ報告スヘシ

保について

とあるように、それらの届け出は外務大臣に報告されることとなつてゐる。つまり東本願寺に限らず宗教教団すべての中華民国内での開教活動は、日本国政府によつて管轄されていたのである。したがつて彼らの活動は当然政府の意向に左右され、その意向を逸脱した開教活動は抑制され、却つて意向或いは要請に則したある程度画一的なものにならざるを得なかつたと思われる。

【布教所用地】

また、當時中華民国にも宗教に関する法律があり、その中には「内地外國教会租用土地房屋暫行章程」⁽⁸⁾〔民国一七（一九二八）年六月一一日、内政外交兩部会同公布〕があつて、外国の教会が土地家屋を租借するにあたつての規約が定められているのであるが、本資料の一連の報告には、このことについて一切触れられていない。もつとも同章程の第一章に

凡外國教會、在內設立教會醫院或學校、而爲該國與中國條約所許者、得以教會名義、租用土地建造或租買房屋

とあるように、当該国との条約に基づいてそれが実施されるのであ

り、日本と中華民国との間には布教に関する条約が締結されていな

かつたから、その法規が直接に係わることはなかつたということである。事実この報告には、布教所の開設に当つての土地家屋の確

軍の厚意でもとの山西教育會館を借り受け布教所を開設することが出来た。（太原）

軍から貰い受けた家を布教所とする。（彰徳）

と/or いうように、軍からの提供によつて開設されたもの、また

秦皇島への移転について、すでに領事と特務機關長には伝えて諒解を得ており、現在家を探している。（山海關）

将来のことを想い、軍部や憲兵隊に敷地の件で交渉中。（塘沽）

のよう軍の協力を依頼しているという例が見られ、中華民国の規定とは無関係に布教所の設置が行われている。すなわち布教所設置については、ほとんどが軍の手配に依存していたと見られるのである。

これを要するに、中国華北地域における開教活動は、一方で軍部に依存しながら、もう一方では領事館を通じ日本政府によつて管轄されるという、極めて限られた条件のもとで行われていたことが知られるのである。

四 小括として

以上、一九三九年当時の東本願寺の中国華北地域（北支開教監督部管内）における布教活動の状況を見てきたが、そこには、蘆溝橋

事件を契機に開教対象地域が急速に拡大されていったこと、そのなかにあって布教活動はそれぞれの地域の事情に即応しながら、中国人にまた邦人に對して様々な取り組み方でなされていたことが認められた。しかし、それらの活動は日本の対中国政策という枠組みにはめこまれた形でしか為し得なかつたという状況も同時に明らかになつた。

「中国での布教」を念頭において開教從事者の活動が、彼らの思いとは裏腹に国の政策に則った中国人宣撫工作の一端を担うものとして位置付けられてしまうという結果を招くのは、このような状況によるのである。すなわち日本の宗教教団の中国における布教活動に対して、政府と開教從事者双方の意図するところにずれが生じていたことに留意しなければならない。

したがつて、東本願寺の中国における開教活動を見る場合、それが単に一宗教教団の海外布教活動という点のみで論じられるのではなく、日本の外交史、或いは日中交渉史という大きな流れの中で捉えられなければならない問題であるといえよう。ここにその必要性を指摘する一例を紹介し得たと思う。

尚、本会議における決議事項は、

- 一、東本願寺北支開教團規約、及、規約施行細則之件（昭和十四年一月一日実施）

二、北支開教團役員之件

三、昭和十四年度管下別院、布教所醸出金之件

四、北支開教團員費之件

というものであり、「東本願寺北支開教團」の結成に関するものがその主たる内容であった。決議された東本願寺北支開教團規約及び規約施行細則によると、この開教團は「團員相互の聯結に努め開教使命を果遂する」（規約第三条）ことを目的とし、「北支開教監督部管内の開教使員を以て組織」（第一条）されたものである。これらを見るとこの開教團は北支開教監督部管内で活動する開教使等をそのまま再組織したものであることが知られる。そして團員には「北支開教監督部管内に於ける開教使員は總て團員たるの義務あるものとす」（規約施行細則第一条）とこの團の活動に參加することを義務として課すなど、それまでの開教活動をより強力に推し進める体制の確立を狙つたものと考えられる。

また同様の開教團は、一九三七年一一月二九日、台灣においても「台灣開教團」として結成されており^{〔註〕}、日本のアジアにおける勢力拡大に伴う宗教界の動向を見るうえで興味深い。これについては各地域の状況とも合わせ考えなければならない事柄であり、今後の課題としたい。

(1) 注 関係論文としては、佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐつて」（『近代日中交渉史の研究』所収）がある。

(2) 東本願寺布教条令
第二十四条 開教地ニ於ケル布教ノ發展統一ヲ圖ル為左ノ開教監督部ヲ設置ス

朝鮮開教監督部
満州開教監督部
北支開教監督部
長江開教監督部
台灣開教監督部
布哇開教監督部
開教監督部ノ管轄区域ヲ定ムルコト左ノ如シ

朝鮮一円
滿蒙一円
長江一円及英領海狹植民地
台灣一円
布哇一円

滿州別院
(上海別院)
(台北別院)
(青島別院)

長江別院
(上海別院)
(台北別院)

台灣別院
(布哇別院)

朝鮮別院
(長江別院)
(布哇別院)

台灣別院
(布哇別院)

(3) 監督部は当初青島別院内に設置されたが、一八八一（明治十四）年以

（桂華 淳祥）

(4) 『第一次華北宗教年鑑』興亞宗教協会編 中華民国三十（一九四一）年三月二十日出版。「序例」によれば、ここに掲げられた資料は民国二十九年末のもので、以後編集が進められるなかで新資料に改められるものは改めたとする。したがつてここに見える状況は民国二十九年末から三十年初にかけてのものである。
この人員不足のことについては後に示す布教所から本山への要望事項や具体的な活動にも見えてくる。

『第一次河北宗教年鑑』第十一篇 第三章 宗教法規の項。

旧東本願寺教学課資料のなかに、「昭和十一年六月六日外務省令第九号に基き」作成された山西省大同縣口泉布教所の「寺院設立許可願」（昭和十六年四月二十六日付）があり、それは同年七月一日、在大同總領事館出張所主任名で許可されている。これによつて実状の一端を知ることができる。

注(6)に同じ。

注(1)掲、佐藤論文参照。

旧東本願寺教学課資料所収。

淨土真宗本願寺派の海外開教の着手は、日本の対外戦争を契機としたことはよく知られている⁽¹⁾。それゆえ、海外開教のアジア諸民族

国家への「侵略性・犯罪性」を指弾することのみでは「開教史」の持つ多様な歴史像を検討することにはならない。

つまり、天皇制仏教とその体質が規定される近代真宗の持つ〈侵略性・犯罪性〉を織込み済みの前提として、それぞれの時期・地域における開教の実質をさぐる必要がある。ここでは、本願寺派が同じく真宗でも大谷派に大幅に遅れ〈海外への開教〉ということを意識しだし、また、具体的に手を染めはじめた日清戦争前後における動向を分析する。具体的には、西本願寺第22代宗主となつた大谷光瑞（鏡如）が一八九九（明治三三）年一月から五月にかけて行つた

〈清国巡遊〉に論議を特定する。⁽²⁾

その理由と事情は、次のようである。

※※※

一八九六年十一月四日、本願寺派は開教地を陸海軍所在地、北海道、

沖縄、台湾、ウラジオストック、ハワイと定めた。（『本山録事』）

また、この年の十二月八日付で前年に設置した開教事務局（九月三〇日付）を布教局と改組した。（『本山録事』）この動きは、前後してアジア諸地域に開設されつある布教場へ宗務当局として対応したものと考えられる。

事実、宗派の正史として出版された『本願寺史』⁽³⁾第三巻も、おおよその期に開教の黎明期を置いているが、印象深いのは開教の中身が、軍人布教と在留邦人布教に集約されているという点であるといふよう。

これは、開教地を見れば即座に連想されることであり、日清戦争が契機となつた朝鮮地域への布教師の派遣も、慰問と視察の域を出るものではなかつた。⁽⁴⁾ために、仏法を他民族・他地域の住民に伝導するといった意味での〈開教〉は本格化してはいないと見るべきで、宗派当局も、本格的開教への必要性を感じてか、開教師に必須である語学研修機関である「清韓語学研究所」⁽⁵⁾を設置している。

一八九九年一月十日に、

〈史料Ⓐ〉 達示

甲第一號

末事一般

新御門跡不日御發途清國へ御巡遊相成事

明治三十二年一月十日

執長 梅上澤融

（『本山録事』）

と発表された大谷光瑞の〈清国巡遊〉は、本派開教創世期とあいまつて相応の期待が持たれたようである。

では、この〈清国巡遊〉は、宗務当局からどのような位置づけがなされたのであろうか。『清国巡遊誌』によると、
〈史料Ⓑ①〉 清国は最早や清國にあらずして全く歐州列強の清國なり。（傍線は引用者、以下同じ。）所謂勢力平均の事情の下に、列強が互に嫉妬猜忌して相索制手する間に、僅に奄々の氣息

を保つと云へども、比等の事情は到底永久相続するものにあらず

のみならず、近來の形勢より視るときは、東亞大陸の風雨針は常に低気圧を示せり。不測の変真に朝夕を計られざるものあり。

警報一度傳ふるの日は、恐らく兎然たる此の老大国が、其四億萬の人口と、八十五萬餘方里の大陸と、五千年の歴史とを挙げて、各實共に滅亡に歸するの秘ならんばあらず。嗟呼清国の滅亡、我邦は何等の影響を蒙ること無しに独り晏然として始終傍観の地

に立つを得べけんか。(『清国巡遊誌』、p.34~35)⁽⁶⁾
〔史料B②〕目下萎靡頽廢の極に達せる清国の佛教徒を鞭撻して大に彼徒の警醒を促し、セメテ幾分なりとも佛教が國家社會の一要素たるべき本來の面目を了解せしむることを得ば、何ぞ必しも今日の清国に取りて、尚能く一滴靈薬の功無しとせんや。是等の理由あるによりて清国布教は我佛教徒の急務にして且其責任なり、清国は啻に我と同交同種なるのみならず實に同一宗教を奉ずるの國……

(『清国巡遊誌』、p.37)⁽⁷⁾
と記しており、論理の基調は、歐米列強に半植民地化された清国は、もはや國家の様態をなしていない窮状にある。そして、その清国は、日本と同じく佛教国であるが、佛教が社会的に機能しているとはいがたい。ゆえに、佛教徒である本願寺教団が、清国の窮状を憂い、とくに佛教徒に覺醒を促すための清国布教を必須とするのである。

というものである。

私たちは、この論理基調が、同じく朝鮮開教の発端である日清戦争前後に教団の幹部から発言されたことを記憶しているが、やはり、アジアへの開教の使命觀が「劣った民族を覺醒する」という「日本主義」によつていたことを暗示している。では、國家・社会に有益で、清国を自立せしむる佛教としての真宗の内容は、どのように意識されていたのであるうか。同史料では、

〔資料C〕 凡そ巡遊中 猥下の身心に感觸せし所のもの一端にあらずと云へども。歸する所は護國扶宗、
二諦双資の宗憲を恪遵し本願一實の大道をして萬古に炳焉たらしめんとするに在るのみ。^{○(9)} (傍点は原文)

と、その氣概を示している。言うまでもなく「真俗二諦」の宗旨であり、それゆえ、開教もその宣布を目的とすることになる。

では、その足がかりとなる大谷光瑞の『清国巡遊』は、どのように行なわれたのであろうか、日程を見てみよう。^{○(10)}

日程 (1899・1・19~5・3)

1・10	清国巡遊を發表。
1・19	(隨行長武田篤初・朝倉明宣、本多惠隆ほか6名。また、香川黙識は、杭州布教駐在赴任のため同行)

1 · 23	長崎港を経由して上海へ到着。 宿所は、アストルハウス。（大谷派上海別院輪番佐野即悟らの出迎えを受ける。香川は、杭州へ出発。）			
1 · 24	香港へ向かう。（26日到着）			
1 · 28 ()	香港領事（上野）を訪問。上野領事の案内 で香港見学。			
2 · 2	広東へ出発。（同行、三井物産社員住井辰 夫。）			
2 · 3	廣東同文館日本語教授長谷川雄太郎と面 会。（4日に香港へ戻る。）			
2 · 5	九龍において在留邦人の歓迎を受ける。			
2 · 6	香港監獄を見学。（領事館杉田書記案内。）			
2 · 7	送別会。（上野領事主催。）			
2 · 11	上海へ戻る。（佐野・香川らと面談。）			
2 · 12	大谷派上海別院へ代香を派遣。 (17日まで、上海領事・陸海軍武官らと会 見。) (隨員市川達城帰国。)			
2 · 18	杭州へ向かう。（李阿福同行。）			
2 · 19	嘉興（大派布教師、本願寺派留学生らの出 迎えを受け、翌日、杭州到着。）			
2 · 20	大谷派連嗣勝縁（清流院）の出迎えを受け る。			
2 · 21	本願寺公館（2 · 8に設置）に立ち寄る。			
2 · 23	蚕學館を見学。（2名の邦人、日本語教授 ）			
2 · 27	上海に戻る。（大谷勝縁の見送りを受ける。）			

3 · 1	上原芳太郎到着。			
3 · 4	漢口に向かう。			
3 · 8	漢口に到着。（瀬川領事の出迎え。）			
3 · 10	漢陽の鉄政局（清国營製鐵場）を瀬川領事 の案内により見学。			
3 · 15	北京へ陸路旅行出発。（3 · 26開封経由）			
4 · 7	北京へ到着。（宿所・西賓館、8日に公使 館へ移る。公使代理滝川中佐らの来訪を受 ける。）			
4 · 9	（隨員本多惠隆、天津へ向かう。）			
4 · 11	従僕、野村伊二郎急死。（10日、隨行長武 田篤初の棺前読経の後、ドイツ人墓地郭外 に埋葬。）			
4 · 15	天然痘予防のため種痘。			
4 · 17	西藏經典印刷所天清号を見学。			
4 · 19	万里の長城を見学。			
4 · 22	李中堂訪問。			
4 · 23	（北京在留邦人新聞記者歓迎会）			
4 · 24	總理衛門を訪問。 (清政府要人へ謁見。皇帝への拝謁はかな わざ。「淨十三部經・淨土和讃・五帖御文」 を皇帝・西太后に献納。12月に西太后より、 答礼として「大藏經」など来る。)			
4 · 25	天津へ向かう。（26 · 7日滞在。）			

4・28	上海に着く。(宿所アストルハウス)
4・29	大谷勝縁らの見送りにより帰国(注 ⁽¹⁾)の途に着く。
5・3	神戸港に着く。(午後、本願寺到着)

考 察

以上、日程から判明する事実は、おおよその通りである。

① 宗教関係者では、本願寺派関係との人物とは交流なし。(大谷

派関係のみで、在留門徒の来訪を受けた程度。)

② 主要な滞在地では、外交官、商社員の案内で工場、学校、観光名所を見学、視察。(随員に通訳者専従がないと見え、語学上の障害からか現地の人びとの交流はほとんどみられない。)

⑧ 結果的に在留邦人の交流にとどまっている。

③ 清国皇帝への謁見を希望したが実現していない。(朝鮮開教開始の時も皇帝に献納を行つており、それにならつたものと思われる。とくに、清国扶国に真宗が有用という開教必須論からの必然も考えられる。)

いわば、開教のための視察としては成果不十分の觀が否めないが、これは、渡清に対する用意が万全ではなかつたことにもよると思

われる。(清国巡遊)が、大谷光瑞の個人的 requirementにおいて断行されたことを想像させるものであるが、宗務当局は、費用のかさむ(清国巡遊)を海外開教のための若き法嗣の英断としたむきも読みとれる。ゆえに、大谷光瑞(清国巡遊)は、後の開教史の展開の中では突出した出来事と見なさざるを得なく、教団レヴエルの開教使派遣は義和團事件(一九〇一年)に際しての軍人布教まで停止するのである。

(1) 注
宮崎圓遵「日清、日露戦後における本願寺の活動」(『響流』昭和十二年九月号)

(2)(3) 『本願寺史』第三卷(一九六九年、浄土真宗本願寺派刊)は、「この時台灣開教使紫雲玄範に清国福建省廈門の開教を命じた。軍隊布教を除けば、これが本願寺公式の清国開教の嚆矢」(P42)と大谷光瑞の(清国巡遊)と結びつけている。

(4)(5) 拙稿「浄土真宗本願寺派朝鮮への(発端)——從軍布教との関連を通して——龍谷大学『仏教文化研究所紀要』第一七集(一九八九年)、「清韓語学研究所の成立をめぐって」(龍谷大学『仏教文化研究所紀要』第二九集、一九九〇年)。

(6)(7)(9) 所引は、教学參議部編纂『清国巡遊誌(全)』一九〇〇年六月刊)による。

(8) 拙稿「淨土真宗本願寺派朝鮮開教への(発端)」(前掲)で、臨時部長をつとめた大洲鉄然の発言を紹介した。(P153)
日程の作表の所引の典拠は、『清国巡遊誌』(前掲)及び、『鏡如上人

(11) 年譜（一九五四年九月、本願寺派鏡如上人七回忌法要事務所刊）。
大谷光瑞は、この年の十一月にインド、ヨーロッパ外遊に出発する。
（『鏡如上人年譜』、p.19）

（付）真宗大谷派アジア布教主要事項年表

（遠藤二）

「一八七〇（明治四）年七月	日清修好條規調印。」
一八七三（同）六年七月	小栗栖香頂、宗教事情視察
同	のため中国入り。
九月	小栗栖香頂、中国北京に在
留中に本山より支那弘教係任	命（明治七年八月帰国）。
一八七八（同）九年二月	日鮮修好條規調印。」
六月	本山により中国開教開始決
定。	中国上海別院開設。
同	八月
一八七七（同）一〇年八月	本山に外国布教事務係設置。
十一月	朝鮮釜山出張所開設（明治
同	十一年十二月釜山別院と改
称）。	「一八九四（同二七）年八月
	日清戦争始まる（明治二八年四月講和）。」
一八九五（同二八）年五月	台湾兼澎湖島布教主任任命。
六月	台灣總督府開府

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

四〇

一八九七（同 三〇）年 四月	台湾台北寺務出張所設置。	同 年十一月	満州安東布教所開設。
一八九八（同 三二）年 九月	連枝大谷勝信（北支開教担当）、同大谷瑩誠（南支・台灣開教担当）、中国渡航。本山により中国開教推進決定。	同 八月	樺太大泊布教所開設。
一八九九（同 三一）年 一月	十月 中国北京開教を断念。	同 十一月	海外開教条規發布。
一九〇〇（同 三三）年 五月	本山寺務制改正により、海外布教は布教局所管となる。	同 一九〇七（同 四〇）年 一月	朝鮮總督府より韓国寺院規則發布。』
六月 及清國兩広布教監督部設置。	三月 中国上海別院内に清國開教本部設置。	一九〇八（同 四二）年 七月	韓國布教監督任命。
八月 同 同 同 同 同	一九一〇（同 四三）年 四月	韓國京城別院内に満韓布教監督部を設置。満韓布教監督任命。	同 一九一〇（同 四二）年 七月
〔一九〇一（同 三五）年 一月 日英同盟調印。〕	七月 法主大谷光演、樺太巡教（真岡、海馬島、大泊、豊原）。	同 正二年大連別院と改称）。	同 満州大連布教寺務所開設（大
同 六月 シベリア地域へ宗教事情調査。	八月 日韓併合條約調印。〕	九月 朝鮮布教監督部設置（管轄範囲は朝鮮および満州）。	同 所に本堂落成。
〔一九〇四（同 三七）年 一月 日露戦争始まる（明治三八年九月講和）。〕	十一月 シベリアニコライスク布教所開設。		

同

十二月

同

五月

第一次大戦講和会議で旧ド
イツ領南洋群島の日本委任統
治決まる。大正十一年二月調
印。」

一九一四（大正三）年八月

権太泊布教所を権太別院

と改称。】

同

八月

第一次世界大戦に参戦（大
正七年十一月終結）。】

一九一七（大正六）年四月

満州大連別院内に満州布教
監督部設置（管轄範囲は満州
および山東省）。

一九一七（大正六）年四月

法主大谷光演、朝鮮・南満
州巡教（京城、仁川、安東、
大連、旅順）。

同

五月 権太豊原布教所を権太別院
と改称（権太一円を管轄下と
する）。

一九一九（同）八年一月

南方フイリピンミンダナオ
島ミニタル布教所開設。

同

三月 朝鮮で三・一独立運動起
る。抗日気運高まる。】

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

四二

長江一円およびイギリス領海峡植民地	一九二九（同四）年四月	滿州大連別院を滿州別院と改称。
南方開教監督部（台湾別院内）	同五月	中国青島布教所を青島別院と改称。
台湾一円南部中国	六月	法主大谷光暢夫妻、朝鮮全域巡教。
南洋、フィリピンは本山開教本部直属とする。	八月	
九月　　満蒙開教監督部を大連別院内に移設。	九月	
十月　　中国南部、南洋、台湾へ宗教事情観察。	十月	
一九二六（昭和元）年十月　　南洋パラオ布教所開設。	十一月	布教条例發布。青島別院内に北支開教監督部新設。
一九二七（同二）年五月　　山東出兵。】	十二月	開教条規發布。滿州別院を大連別院の称にもどす。
七月　　朝鮮京城別院、朝鮮王宮の光宣門を払い下げにより山門とする。	同	朝鮮開教監督部（京城別院内）
〔一九二八（同三）年五月　　中国山東省に濟南事件起こる。】	同	滿州開教監督部（大連別院内）
五月　　濟南に事件慰問のためとして布教師特派。	六月	北支開教監督部（青島別院内）
九月　　南洋サイパン島テニアン布教所開設。	六月	長江開教監督部（上海別院内）
〔一九三一（同六）年九月　　滿州事変起ころる。〕	同	南方開教監督部（台北別院内）

〔一九三一（同）七年一月 上海事変起ころる。〕

同 一月 臨時上海駐在布教師派遣。

同 在留邦人および軍人の慰問布教にあたる。

〔同 三月 满州国建国宣言。〕

同 九月 满州開教監督部を新都の新京に移設。

〔同 一九三三（同）八年二月 满州大連郊外に满州拓事講習所開設。满州開拓と開教にあたる人材養成を図る。〕

〔同 二月 国策満州移民団の入植始まる。〕

〔同 六月 满州新京に满州別院を開設。〕

〔同 七月 朝鮮京城別院に朝鮮人僧侶養成所開設。〕

〔同 一九三四（同）九年五月 南方パレヤ布教所開設。〕

〔同 六月 同ロタ島ソンソン市にロタ島ダバオ市にダリヤオン布教所開設。〕

〔同 七月 同四月 同ロタ島ソンソン市にロタ島ダバオ市にダリヤオン布教所開設。〕

〔同 一九三六（同一二）年一月 南方フイリピンミンダナオ島ダバオ市にダリヤオン布教所開設。〕

〔同 八月 北部満州黒河布教所開設（本尊はシベリア、ブラゴワチエンスク布教所にあつたもの）。〕

〔同 九月 日中戦争始まる（昭和二〇年八月まで）。〕

〔同 七月 支那事変拡大のため、満州地域各別院・布教所員を従軍開設。〕

同 十月 法主大谷光暢夫妻、満州北開設。

支巡教（新京、奉天、撫順、

山海關、天津、北平、湯岡子、

大連、旅順）。

南洋ボナベ布教所開設。

北部満州黒河布教所開設

（本尊はシベリア、ブラゴワチエンスク布教所にあつたもの）。

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

四四

一九三九（同 一四）年 十月	中国北京別院にて北支開教 （）	同	同	同	一九三八（同 一三）年 一月	法主大谷光暢、満州、中支、 北支巡教（天津、北京、濟南、 承德、保定、石家庄、道州、 新京、哈尔滨、奉天、大连、 上海、蘇州、南京、杭州）。 法主夫人、北支、満州慰問 (奉天より法主に合流)。	一九四〇（同 一五）年 四月	本山にて皇紀二千六百年奉 講法要に併せて開教監督會議 開催。
					九月	布教條規一部改正。開教監 督部管轄地域改正。	一九四一（同 一六）年 一月	法主大谷光暢夫妻、南洋巡 教（パラオ、フィリピンダバ オ、ヤップ、テニアン、サイ パン）。
					八月	満州開教監督部（滿州） 朝鮮開教監督部（朝鮮） 北支開教監督部（北部中國、蒙疆） 中南支開教監督部（中南部中國およびイ ギリス領海峡植民地） 台湾開教監督部（台灣） 本山開教本部直轄（南洋およびフィリピ ン）	七月	満州哈尔滨別院にてロシア 語掲示伝道開始。
					八月	興亜院および文部省より、 対支布教強化について指導方 針並要領通達（各宗および大 日本仏教会宛）。	十月	台湾台北にて南方開教使会 （）
					九月	満州開拓布教者訓練所を哈 爾浜に開設。事務所を哈尔滨 別院大谷会館に置く。		

議開催。

〔同〕十二月 大平洋戦争始まる。」

一九四二（同 一七）年三月 南方事情調査巡邏（海南島、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、ジャワ島、スマトラ島）。

同 六月 対支宗教文化工作および防共対策調査。

一九四三（同 一八）年 九月 法主大谷光暢夫妻、朝鮮、

満州、北支巡教。

一九四四（同 一九）年 この年から開教使の現地応召相いつぐ。

一九四五（同 二〇）年 八月 敗戦。引揚げ始まる。

以上、真宗大谷派宗務所編『宗門開教年表』（一九六九年刊）によつて作成。

（木場明志）